

日整連第16-37号
平成16年4月28日

経済産業省 製造産業局
自動車課長 永塚誠一 殿

社団
法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 樋口忠夫

自動車リサイクル法に関するお願いについて

拝啓、時下、貴台ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、自動車リサイクル法の本格施行も近づきつつありますが、自動車整備業界も同法の施行により多大な影響を受けることが予想されます。

特に業界の約90パーセントを占める小規模整備工場は、その対応に苦慮しており、これら整備工場の負担軽減を少しでも図るため、最重点事項として下記について要望いたしますので、公務ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、各整備振興会が総会シーズンを控えていることから、来る5月10日までに書面での回答を賜わりたく、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

なお、その他運営上等の更なる要望事項については、別途提出させて頂きりますことを申し添えます。

敬具

記

[最重点要望事項]

(1) リサイクル料金の資金管理センターへの送金方法として、金融機関口座引落しの利用については、年間車検台数1200台以上の指定整備事業者のみ利用可能とするのではなく、指定・認証を問わず年間車検台数200台以上の整備事業者で希望する者であれば利用可能として頂きたい。

(2) 認証整備事業者に対しても資金管理法人から手数料をお支払い頂きたい。

(3) 資金管理法人の委託を受けて、リサイクル料金の預託申請及びリサイクル券の発券業務を実施する場合の手数料について、100円プラス α という水準の提示を受けているが、これを600円程度として頂きたい。

以上